

令和元年度構造設計一級建築士講習のご案内

令和元年 5月

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

平成20年11月28日に施行された改正建築士法により、平成21年5月27日以降、一定規模以上の建築物の構造設計については、構造設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは構造設計一級建築士に構造関係規定への適合性の確認を受けることが義務付けられました。

構造設計一級建築士の資格を取得するには、原則として、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。

当センターは、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関として、構造設計一級建築士講習を実施いたします。

§1. 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の頒布

- (1) 頒布期間 令和元年5月20日(月)～6月21日(金)(ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- (2) 頒布時間 午前9時30分～午後4時30分(ただし、最終日の6月21日は午後3時まで。)
- (3) 頒布場所 当センター各支部並びに各都道府県の建築士会
- (4) 頒布価格 1セット1,080円(うち消費税額80円)

1-2. 受講申込書の受付

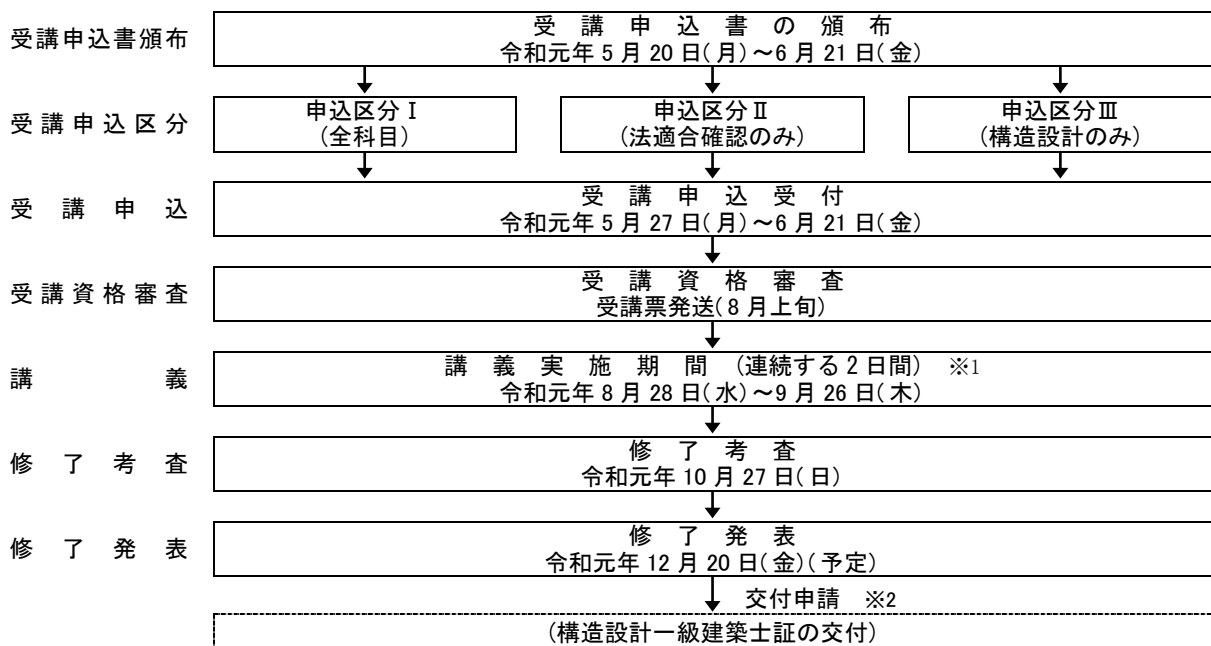
- (1) 受付期間 令和元年5月27日(月)～6月21日(金)(受付締切日の消印のあるものまで有効)
- (2) 申込方法 当センター本部宛に郵送(簡易書留)で申込んで下さい。

1-3. 受講申込区分(下記の3種類の申込区分から該当する区分で申込んで下さい。)

- (1) 申込区分Ⅰ(全科目)
講習の全科目を受講する場合の申込区分で、「一級建築士」が対象となります。
- (2) 申込区分Ⅱ(法適合確認のみ)
平成29年度又は平成30年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において「構造設計」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「構造設計」に対応する「建築物の構造に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
なお、平成29年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「構造設計」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。
- (3) 申込区分Ⅲ(構造設計のみ)
平成29年度又は平成30年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「法適合確認」に対応する「構造関係規定に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
なお、平成29年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。

注)「一級建築士」かつ「構造計算適合性判定資格者(①平成19～20年に構造計算適合性判定に関する講習会を受講し構造計算適合性判定員候補者名簿に掲載された者、②建築基準法施行規則第10条の15の3の規定に基づく者)」の方は、講義の一部及び修了考査の免除を希望することができます。該当の方は、当センター本部業務第二課(電話03-6261-3310)まであらかじめご連絡下さい。

1-4. 構造設計一級建築士の資格取得まで



※1 講義は、申込区分Ⅱの場合は半日です。

※2 交付申請の期間は、修了日から1年以内です。(詳細は、1-11.「構造設計一級建築士証の交付手続き」を参照)

1-5. 受講手数料(受講資格審査手数料及び修了審査手数料を含む。)

- (1) 申込区分Ⅰ(初めて受講される方及び平成29年度以前に受講された方)※1 54,000円(うち消費税額4,000円)
- (2) 申込区分Ⅰ(平成30年度に受講された方)※2 48,600円(うち消費税額3,600円)
- (3) 申込区分Ⅱ(平成30年度に受講された方)※2 37,800円(うち消費税額2,800円)
- (4) 申込区分Ⅲ(平成30年度に受講された方)※2 43,200円(うち消費税額3,200円)

※1 テキストは講義初日に講習会場で配布します。

※2 令和元年度の講習は、平成30年度と同じテキスト(2018年改訂版)を使用するため、テキストは必ず持参して下さい。テキストを紛失等された場合は講習会場で5,400円(うち消費税額400円)で販売します。

1-6. 講習の構成

- (1) 講習は、テキストを使用した2日間の講義と1日の修了審査の構成により実施します。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了審査を受けることができません。
- (3) 1回の講習は、下記の日程及び内容で行われる予定です。(○は受講すべき科目)

日 程	時 間	内 容	申込区分			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
講 義	第1日	午前 10:00~11:00(1時間)	構造設計総論(建築構造設計のあるべき姿)	○	免除	○
		11:00~13:00(2時間)	構造設計総論(荷重・外力と建築物の応答)	○	免除	○
		午後 14:00~18:00(4時間)	構造関係法令及び法適合確認	○	○	免除
	第2日	午前 10:00~11:20(1時間20分)	構造設計の基礎	○	免除	○
		11:20~12:00(40分)	耐震診断・耐震補強	○	免除	○
		午後 13:00~16:00(3時間)	構造設計各論	○	免除	○
修了審査	10月27日(日)	午前 10:00~13:00(3時間)	法適合確認	○	○	免除
		午後 14:15~17:15(3時間)	構造設計	○	免除	○

1-7. 講習地及び講習期間

- (1) 講習地及び講習期間は、下表の中から申込受付順に受講者の希望するところとします。
- (2) 各日程で受講希望者が集中した場合には、希望する講習地及び講習期間で受講できない場合があります。
- (3) 講習地及び講習期間は、令和元年8月上旬頃当センターから送付する受講票により通知します。

■講習地及び講習期間一覧表

会 場 コード	講 習 地	講 習 期 間		
		講義(連続する2日間)	講義方式	修了審査
AA	札幌市	9月18日(水) ~ 9月19日(木)	DVD ※2	10月27日(日)
BA	仙台市	9月19日(木) ~ 9月20日(金)	DVD ※2	
CA	東京都	8月28日(水) ~ 8月29日(木)	対面式 ※1	
DA	名古屋市	9月19日(木) ~ 9月20日(金)	DVD ※2	
EA	大阪府	9月25日(水) ~ 9月26日(木)	対面式 ※1	
FA	広島市	9月19日(木) ~ 9月20日(金)	DVD ※2	
GA	福岡市	9月12日(木) ~ 9月13日(金)	DVD ※2	

※1 東京都及び大阪府については、講師による対面式講義を予定しています。

※2 札幌市、仙台市、名古屋市、広島市及び福岡市については、DVD上映による講義を予定しています。

ただし、「構造設計総論(建築構造設計のあるべき姿)」については、講師による対面式講義を予定しています。

1-8. 講習地の変更

講習地の変更は、原則として、認められません。

(1) 講 義

講習地の変更(第1日又は第2日のみの変更を含む。)は、転勤等やむを得ない事情があり、変更希望先の会場に余裕がある場合に限り認めます。指定された講義の1週間前までに、当センター本部業務第二課(電話03-6261-3310)までご連絡下さい。

(2) 修了審査

修了審査の講習地は、原則として、講義を受けた講習地と同じとします。

1-9. 修了考査

- (1) 修了考査は、令和元年10月27日(日)全国一斉に実施します。
 (2) 修了考査は、次の表の考査区分、出題形式等により行います。

出題の対象については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能に関するものとし、構造設計一級建築士講習テキスト(2018年改訂版)及び2015年版建築物の構造関係技術基準解説書の参照を可とします。

考査区分	出題形式	出題科目	出題内容
法適合確認	記述式	構造関係規定に関する科目	・記述式問題：5問
構造設計	4肢択一式及び記述式	建築物の構造に関する科目	・4肢択一式：20問 ・記述式問題：3問

(注) 解答に当たり、適用すべき法令については、平成31年1月1日現在において施行されているものを予定しています。

- (3) 修了判定は、講義の出席状況及び修了考査の結果に基づき行います。

- ①講義については、申込区分ごとにすべての講義に出席する必要があります。
 ②修了考査については、「法適合確認」及び「構造設計」が合格した場合、講習を修了したものと判定されます。

考査区分	出題形式	判定方法(概要)
法適合確認	・記述式問題：5問	5問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、かつ、5問の評価の合計が一定以上であること
構造設計	・4肢択一式：20問 ・記述式問題：3問	4肢択一式20問の評価の合計が一定以上であること、かつ、記述式3問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、かつ、4肢択一式及び記述式の評価の合計が一定以上であること

- (4) 修了考査については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるよう、次の表に掲げる内容が出題されます。

考査区分	内容
法適合確認	・構造関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や構造設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)
構造設計	・計画条件を与えた上で、壁量計算、剛性評価、モデル化、座屈、変形能力など構造設計に関する理解力を問うための記述式の問題や、構造設計者の倫理、建築物に関する荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画、構造計算等の総論、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造等の各種建築構造の特性、免震・制振、地盤・基礎、非構造部材、防・耐火設計、耐震診断・耐震補強等に関する理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)

1-10. 修了発表

- (1) 修了考査の結果等の通知

令和元年12月20日(金)(予定)

修了考査の結果は、可否にかかわらず通知します。修了者については、「構造設計一級建築士講習修了証」の発行をもって修了考査の結果等の通知に代えることとします。なお、未修了者については、その旨を記載した通知書(以下「未修了通知書」という。)を送付します。また、修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を当センター支部の事務所等に掲示するとともに、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

- (2) 修了考査の区分合格について

令和元年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」又は「構造設計」に合格した場合、本人の申請により、令和3年度の講習まで、「法適合確認」又は「構造設計」に係る講義及び修了考査が免除されます。

※ 免除申請には未修了通知書が必要になりますので、紛失しないよう大切に保管して下さい。

- (3) 終了した講習の教材等の公表

- ①終了した講習の教材(テキスト)、修了考査の問題及び修了考査の結果の判定基準の概要については、修了発表に併せて、一定期間当センター支部の事務所において、希望により閲覧することができるようになります。
 ②当センターにおいて、「平成30年度構造設計一級建築士講習 修了考査問題集」のコピーを頒布(1部)します。
 頒布方法については、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)で案内しています。

1-11. 構造設計一級建築士証の交付手続き

- (1) 交付申請

講習修了者は、構造設計一級建築士証の交付を受けることにより「構造設計一級建築士」の称号を得ることができます。交付申請の期間は修了日(修了考査の実施日)以後1年以内(令和2年10月26日(月)まで)ですので、必ず、この期間内に交付手続きを行って下さい。

- (2) 交付申請窓口及び問合せ先

各都道府県の建築士会(6頁参照)

§ 2. 受講資格

2-1. 受講資格について

「一級建築士」として5年以上構造設計の業務に従事した方が対象。

また、この受講資格に関し、当該構造設計の業務と同様の取扱いが認められるものとして、平成25年国土交通省告示第732号及び国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)により具体的な業務経歴が明確化されたほか、「構造設計の補助業務」及び「構造に関する工事監理の補助業務」については、平成25年国土交通省住宅局建築指導課長通知により、業務経歴に含めない時期が設定されました。これらに基づき、業務経歴として認められる業務等を、次の(1)及び(2)に示します。

(1) 業務経歴として認められる業務

業務経歴の種類	業務経歴として認められる根拠規定等
構造設計の業務	建築士法第10条の2の2第1項第一号
確認審査等の業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定	平成25年国土交通省告示第732号
確認審査等の補助業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定の補助業務	国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定) (平成25年7月31日付け国住指第1433号)
工事監理の業務(建築物の構造に関するものに限る。)	

(2) 過去の講習において国土交通大臣の確認を得て業務経歴として認められてきた業務

業務経歴の種類	業務経歴として認められる根拠規定等
構造設計の補助業務* ※平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	国土交通省住宅局建築指導課長通知 (平成25年9月5日付け国住指第1931号)
構造に関する工事監理の補助業務* ※平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	

*1 建築士法第10条の2の2第1項第一号に定める講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものとなるには、平成25年国土交通省告示第732号第1項第二号の規定に基づき、国土交通大臣の確認を受ける必要があるため、結果的に受講資格として認められない場合があります。

*2 平成30年度以前に申し込まれた方で、業務経歴に構造設計の補助業務又は構造に関する工事監理の補助業務が含まれている方は、当センターより直近の業務経歴を追加請求する場合があります。

(注)「業務経歴」として認められないものの例を、下欄に示します。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年10月1日以降に従事した構造設計の補助業務 ・平成25年10月1日以降に従事した構造に関する工事監理の補助業務 ・構造以外の設計(意匠設計、設備設計等) ・構造以外の工事監理 ・積算 ・施工・施工管理 ・研究・教育 ・行政(確認申請の審査業務、構造計算適合性判定業務を除く。) ・土木関係の業務 ・都市計画関係の業務 ・環境等の業務 ・構造計算プログラム作成業務
--

2-2. 業務経歴年数の計算方法について

業務経歴年数を計算するに当たっては、一級建築士免許登録の日から令和元年8月27日までを業務経歴期間として算入することができます。

§ 3. 受講の申込み

3-1. 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書(所定の用紙)

受講申込書-A(裏面が業務経歴書・業務経歴証明書)・受講申込書-B

(2) 写真 2 枚

無帽・無背景・正面上 3 分身を写した証明写真(縦 4.5 cm×横 3.5 cm)で、平成 31 年 1 月以降に撮影したもの 2 枚。
写真の裏面に講習地、氏名を記入し、受講申込書-A及び受講申込書-Bの所定の欄に貼付して下さい。

(3) 受講手数料払込受付証明書

受講申込区分ごとに所定の払込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を受講申込書-Aの所定の欄に貼付して下さい。

(4) 受講資格を証明する書類(受講申込区分により下記の書類が必要です。)

受講申込区分	受講資格を証明する書類	備考
申込区分Ⅰ (全科目)	・業務経歴書・業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)(下記①) ・一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し(下記②)	過去の受講票(みなし講習を含む。)を提出することにより、下記①～③の証明書類の提出に代えることができません。
申込区分Ⅱ (法適合確認のみ)	・平成 29 年度又は平成 30 年度の構造設計一級建築士講習未修了通知書(下記③)	
申込区分Ⅲ (構造設計のみ)		

①業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)は、正当な理由がない限り、第三者(下記イ～ハ)による証明が必要となります。

イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士

ロ. 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士

ハ. 個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)

②一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、一級建築士免許証・免許証明書再交付申請書の写しでも可とします。

③申込区分Ⅱ又はⅢの方は、平成 29 年度又は平成 30 年度の構造設計一級建築士講習未修了通知書を業務経歴書右側の所定の欄に貼付して下さい。

受講申込において、虚偽の出願等の不正行為が発覚した場合、修了の取消し(修了していた場合)、その他一定期間の受講禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないで下さい。

§ 4. 個人情報の取扱いについて

- ・構造設計一級建築士講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供等の目的で使用させていただきます。また、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)をご覧ください。

§ 5. 受講申込みに関する問合せ先

■公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地		電話番号
本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3310
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル	011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3318
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMM	06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第 2ビル	092(471)6310

インターネットホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。

§ 6. 受講申込関係書類頒布場所(5頁のセンター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

■都道府県建築士会

講習地	頒布場所	〒	所在地		電話番号
札幌市	(一社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル 6 階	011(251)6076
仙台市	(一社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方 2-9-13	青森県建設会館 1 階	017(773)2878
	(一社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町 1-50	岩織ビル	019(654)5777
	(一社)宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町 301-3	宮城県建設業国民健康保険組合会館 5 階	022(298)8037
	(一社)秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通 2-3-8	秋田アトリオンビル 5 階	018(827)3718
	(一社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町 1-12-26	山形建築会館 3 階	023(643)4568
	(一社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町 4-20	みんゆうビル 3 階	024(523)1532
東京都	(一社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町 978-30	建築会館 2 階	029(305)0329
	(一社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町 1958-1	栃木県建設産業会館 1 階	028(639)3150
	(一社)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町 2-5-3	群馬建設会館	027(252)2434
	(一社)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	埼玉建産連会館 5 階	048(861)8221
	(一社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央 4-8-5	建築会館 4 階	043(202)2100
	(一社)東京建築士会	103-0006	中央区日本橋富沢町 11-1	富沢町 111 ビル 5F	03(3527)3100
	(一社)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町 2-22	神奈川県建設会館 5 階	045(201)1284
	(一社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内 1-14-19	山梨県建設業協同組合会館 1 階	055(233)5414
	(一社)長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野市宮東 426-1	長野県建築士会館 2 階	026(235)0561
	(一社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町 15-2	県公社ビル 3 階	025(378)5666
名古屋市	(一社)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町 7-1	富山県建築設計会館 2 階	076(482)4446
	(一社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生 2-1-23	石川県建設総合センター 5 階	076(244)2241
	(一社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸 3-10-15	福井県建設会館 2 階	0776(24)8781
	(一社)岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南 5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎 4 階	058(215)9361
	(一社)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9	静岡県建設業会館 5 階	054(254)9381
	(一社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄 2-10-19	名古屋商工会議所ビル 9 階	052(201)2201
	(一社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋 2-177-2	三重県建設産業会館 3 階	059(226)0109
大阪府	(一社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜 1-1-18	滋賀県建設会館 3 階	077(522)1615
	(一社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 641	京都建設会館別館 2 階	075(211)2857
	(一社)大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町 3-1-17	高田屋大手前ビル 5 階	06(6947)1961
	(一社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-6-11	エクセル山手 2 階	078(327)0885
	(一社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町 2-5-7	奈良県建築士会館	0742(30)3111
	(一社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町 38	和歌山県建築士会館	073(423)2562
広島市	(一社)鳥取県建築士会	680-0912	鳥取市商栄町 195	大和ホール	0857(21)7280
	(一社)島根県建築士会	690-0883	松江市北田町 35-3	建築会館 3 階	0852(24)2620
	(一社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下 1-3-19	建築会館 4 階	086(223)6671
	(一社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47	広島県情報プラザ 5 階	082(244)6830
	(一社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町 3-8	山口県建築士会館	083(922)5114
	(一社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜 2-10	徳島県建設センター 5 階	088(653)7570
	(一社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前 6-34	村瀬ビル 2 階	087(833)5377
	(一社)愛媛県建築士会 ※6月3日より右記に移転(予定)	790-0011 790-0002	松山市千舟町 4-4-1 松山市二番町 4-1-5	グランディア千舟 3 階 A 号 愛媛県建築士会館 2 階	089(945)6100 089(945)6100
(一社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町 4-2-15	高知県建設会館 3 階	088(822)0255	
福岡市	(一社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18	福岡建設会館 6 階	092(441)1867
	(一社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内 2-2-37	佐賀県建設会館	0952(26)2198
	(一社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町 5-34	トーカンマンション 713 号	095(828)0753
	(一社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水 1-3-7	熊本県建築士会館	096(383)3200
	(一社)大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町 1-3-31	富士火災大分ビル 3 階	097(532)6607
	(一社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町 2-12	宮崎建友会館 3 階	0985(27)3425
	(一社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町 16-301	県住宅供給公社 326 号室	099(222)2005
	(一社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原 1-4-26	沖縄建築会館	098(879)7727

※郵送をご希望の場合は、現金 1,080 円と切手 485 円(郵送料)と共に、〒住所・氏名を記入した宛名ラベル(横書き、8cm × 4cm 程度の大きさ)を同封の上、現金書留で建築技術教育普及センター各支部宛にご請求下さい。その際、封筒表面の余白に「構造設計一級建築士講習申込書請求」と明記して下さい。

なお、上記の他に郵便振込みにより購入する方法もございます。詳しくは当センターホームページをご覧ください。